



低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症 (MHH) の薬物療法

● 低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症 (MHH) とは

- 無精子症の原因のひとつである「低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症」は、「難病医療費助成制度」の対象疾病に指定されており、ゴナドトロピン療法 (保険診療) の自己負担分の一部が国と都道府県により負担されます。この制度を利用するには「医療受給者証」の申請手続きが必要です。

● 申請の手順

- 書類①と②を居住地の保健所で入手するか、青森県のホームページからダウンロード (<http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/newly-petition.html>)
 - 書類③、④、⑤を準備
 - 病院から書類⑥を入手 (文書料3,000円がかかります) ※郵送可
 - 必要書類をすべて揃えて居住地の保健所に提出
 - 重症度などの審査 (約2ヶ月間かかります) 後に認定されれば「医療受給者証」が交付
 - 「医療受給者証」を病院に提出して治療開始
- ※ 医療受給者証が交付される前に治療を開始した場合は、認定された後に、書類の提出日までさかのぼって医療費の補助を受けることができます。

申請書類	備考	入手先
① 特定医療費支給認定申請書	疾患名は「下垂体前葉機能低下症」と記入してください	居住地の保健所、または青森県のホームページからダウンロード
② 同意書	地方職員共済組合の方とそれ以外の方では書式が異なります	
③ 世帯員の保険証の写し	国保の方：住民票に記載された全員分 国保組合の方：同じ保険の加入者全員分 社保 (協会けんぽ、健保組合、共済組合) の方：患者と被保険者の分	
④ 世帯の所得を確認できる書類	国保・国保組合の方：③の全員分の前年度所得課税証明書 社保の方：被保険者の前年度所得課税証明書	
⑤ 世帯全員の住民票	発行後3か月以内のもの	市役所・町村役場
⑥ 臨床調査個人票	難病指定医が記載します	エフ.クリニック

保健所・担当課	所在地・電話番号	管轄市町村
東地方保健所 健康増進課	〒030-0113 青森市第二問屋町4-11-6 017-739-5421	青森、平内、今別、蓬田、外ヶ浜
弘前保健所 健康増進課	〒036-8065 弘前市西北1-3-7 0172-33-8521	弘前、黒石、平川、西目屋、藤崎、大鰐、田舎館、板柳
八戸保健所 健康増進課	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田7 0178-27-5111	八戸、おいらせ、三戸、五戸、田子、南部、階上、新郷
五所川原保健所 健康増進課	〒037-0056 五所川原市末広町14 0173-34-2108	五所川原、つがる、鱒ヶ沢、深浦、鶴田、中泊
上十三保健所 健康増進課	〒034-0082 十和田市西二番町10-15 0176-23-4261	十和田、三沢、野辺地、七戸、六戸、横浜、東北、六ヶ所
むつ保健所 健康増進課	〒035-0084 むつ市大湊新町11-6 0175-24-1231	むつ、大間、東通、風間浦、佐井

● 申請の更新

- 医療受給者証の有効期間は、保健所が申請を受理した日から1年間です。
- 有効期間終了時に更新手続きが必要です。

● 治療の進め方

- MHHは、下垂体からのLHとFSHが十分に分泌されないために起こる疾患です。不足している2種類の下垂体ホルモンを注射して補充します。

ホルモンの種類	薬品名	処方量(6週間分)	1回の注射量	注射の回数	保管方法
FSH	ゴナールエフ皮下注ペン900	3本	150~225単位	週3回	冷蔵庫
LH	ゴナトロピン5,000/1,000	12本	1,000~5,000単位	週2回	冷蔵庫

- **FSH**を週に3回注射して、精子形成を促します。FSHはペン型製剤になっていますので、自己注射が容易です。
- **LH**には男性ホルモン（**テストステロン**）の分泌を高める作用があります。LH製剤は日本では発売されていません。そのため、LHと同様の作用を持つヒト絨毛性性腺刺激ホルモン（**hCG**）を週に2回程度注射します。アンプルをカットして注射しなくてはならないので、慣れが必要です。
- 1回に約**6**週間分の注射薬を処方します。自己注射の方法を詳しく説明しますので、別紙の説明書をみながら自宅で注射をしてください。
- 受診の際は毎回、ホルモン検査と精液検査を行います。効果が現れるまでには**3~6**か月くらいかかることが多いのですが、テストステロン値が増加しない場合は無効と判断します。
- 治療によって100%精子が射出されるようになるわけではありません。**1**年以上治療しても精子が認められない場合は**TESE**を行います。